

第268回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年1月28日(木)
- 2 開催年月日 令和3年3月10日(水) 午後1時30分から午後2時46分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室

4 出席者

委員(9名)

佐藤由也委員、峰岸有紀委員、菊池岩男委員、高橋愛委員、佐井守委員、
村山定雄委員、島川良英委員、佐野賢治委員、伊藤絹子委員

[欠席委員：柏真喜子委員]

岩手県

石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、工藤漁業調整課長、
阿部振興担当課長、小川特命課長、遠藤主任主査、宮本主査、山根技師、
大場技師、田代技師、村上技師、山口沿岸広域振興局水産部長、
神宮古水産振興センター所長、中井大船渡水産振興センター所長、
森山県北広域振興局水産部長、横澤内水面水産技術センター所長

事務局

赤平事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

岩手県内水面漁業協同組合連合会 五日市周三

報道関係者

株式会社盛岡タイムス社 大崎真士

5 委員会の議事

第1号議案 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流(リリース)を禁止する委員会指示について

第2号議案 第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方(内規)の一部変更について

第3号議案 令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について

報告事項 岩手県内水面漁業振興計画(第2期)最終案について

6 委員会の経過

赤平事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第268回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、県の方々にも、御出席をいただき、大変、御苦勞様でございます。

本日は、議案3件の審議を予定してございます。御審議いただく議案は、「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流を禁止する委員会指示について」、「令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」ほかでございます。

よろしく御審議のほどをお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

赤平事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、早速、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、柏眞喜子委員の1名が欠席でございますが、9名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。

本日の議事録署名委員として、佐井守委員と村山定雄委員をお願いをいたします。

それでは、第1号議案「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流(リリース)を禁止する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

田中主査

それでは第1号議案につきまして、赤色の表紙の資料により御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流(リリース)を禁止する委員会指示について」、要旨、外来魚(ブラックバス等)について、その生息数を減らし、繁殖を抑制して、他の水産動物の保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、採捕した水域への放流(リリース)を禁止する委員会指示を発動しようとするものでございます。

この委員会指示につきましては、平成2年に県内においてオオクチバスの生息が初めて確認され、その後、平成5年2月に岩手県内水面漁業調整規則の一部が改正され、オオクチバス等の外来魚の移植が禁止されたにもかかわらず、外来魚の生息区域が拡大したことから、その生息数の減少と繁殖の抑制を図るため平成13年1月4日に初めて委員会指示を発動し、その後、平成18年度までは指示の期間を4月1日からの1年間として、そして平成19年度からは4月1日からの2年間として、これまで継続して

発動してきたものでございます。

令和3年度以降につきましても、引き続き委員会指示を発動しようとするものでございますが、その理由につきまして御説明いたします。3ページを御覧願います。これは、委員会指示の必要性について記載した資料でございます。

2の令和2年外来魚生息状況調査結果の箇所を御覧願います。当事務局では、外来魚生息状況調査を平成12年から毎年実施しております。この調査は、当事務局から県内の各市町村及び内水面漁協に対して調査票を送付し、外来魚の生息状況について報告していただくというものでございまして、その結果につきましては、毎年、委員会で御報告しているところでございます。

令和2年の調査結果では、生息が確認されている市町村の数は18で、前年に比べて1増加しています。県内の全生息箇所数は151箇所、依然として生息が確認されているという状況が継続しております。その詳細につきましては後ほど御説明いたします。

このようなことから、外来魚の生息数を減らし、その繁殖を抑制して他の水産動物の保護を図るためには、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法によって禁止されている外来魚を他の水域に生きたまま持ち出すことなどの禁止に加えて、外来生物法では禁止されていない外来魚のキャッチ・アンド・リリースを、引き続き委員会指示によって禁止する必要があるとございます。

4ページと5ページでございますが、ここには、冒頭にもお話ししましたが、県内で生息が確認されてからの委員会指示等に関する主な経過についてお示ししております。

次に、6ページを御覧願います。これは令和2年外来魚生息状況調査の結果でございます。生息箇所の名称欄について、太字で下に線を引いている箇所が、新たに今回報告があった箇所でございます。

令和2年に新たに生息が確認された市町村は普代村でございまして、普代ダムでコクチバスの生息が確認されたことと御報告をいただいております。なお、他の箇所のコクチバスに△印がついていますが、これは、県内水面水産技術センターの専門家による確認までが行われていなくて未確定な情報であることを示しています。

また、釜石市の日向ダム、それから花巻市の溜池の2箇所から新たに生息が確認された旨、御報告をいただいております。一方、和賀川支流夏油川では、外来魚の生息が地元漁協から見られなくなったとの御報告をいただいております。

次に7ページを御覧願います。ここには、調査を開始した平成12年からの全生息箇所数の推移を整理しております。

8ページでございます。ここには、令和2年の生息状況結果について、生息報告があった数で塗り分けをしたもので、色が濃いところがより生息数が多いことを示しております。

次に、9ページを御覧願います。ここには、参考として外来魚の放流（リリース）を禁止する各県の委員会指示の状況につきまして、県名、対象魚種、禁止区域、指示の

期間等について表に整理してございます。現在、委員会指示を発動している県は、本県を含めまして14県でございます。

戻りまして2ページを御覧願います。ここには、委員会指示の新旧対照表を示しました。左側に旧として平成33年、つまり令和3年3月31日までの現行の委員会指示、右側に新として今回発動しようとする委員会指示を記載しております。変更箇所を太字で表記し、下に線を引いております。御覧のとおり、指示の期間と新漁業法になったことによる条ずれ関係の部分が変更されますが、1の指示の内容と2の指示の区域には変更はございません。

それでは、委員会指示の案について御説明いたします。1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

日付けにつきましては、本日、御承認いただければ3月26日を予定しております。会長名でお出しします。

1の指示の内容は、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない、でございます。

2の指示の区域は、県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面でございます。

3の指示の期間ですが、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とさせていただきます。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。なお、この委員会指示は、県報登載にあたりまして県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任くださるようお願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

佐藤会長

はい。ただ今、第1号議案について事務局から説明がございました。これについて、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(伊藤委員、挙手)

佐藤会長

はい、伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

この委員会指示については、このとおりで結構だと思うのですが、こういう

指示をずっと出してきてなかなか生息域の減少が見られない状況だと思うのですが、この辺のなんか事情とか理由とかもし分かれば、教えていただきたいと思えます。

田中主査

県の方でもいろいろ考えているところございまして、いろいろな対策、溜池からブラックバス等を除去したりとか、ということもあるのですが、先ほど御説明しましたように、全くひよんなどころからですね、ため池など、新たにですね、本当は、ほかの川とも繋がっていないところからも出てきているような状況ございまして、なかなか撲滅までには至っていない状況でございます。

伊藤委員

ちょっと気長にやらなきゃいけないですかね、分かりました。ありがとうございます。

佐藤会長

はい、よろしいですか。そのほか、ございませんか。

佐藤会長

ないようでございますので、第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流（リリース）を禁止する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに決定をいたします。

第1号議案終了

佐藤会長

次に、第2号議案「第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方（内規）の一部変更について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

赤平事務局長

それでは、第2号議案について御説明しますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

要旨、漁業法（昭和24年法律第267号）の改正に伴い、岩手県内水面漁場管理委員会が定めている第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方（内規）の一部に条ずれが生じたことから変更するものでございます。

1 ページを御覧願います。当該内規の一部変更案をお示してございます。去る、令和2年12月1日に改正漁業法が施行となったことに伴い、岩手県内水面漁場管理委員会が定めたこの内規に引用しております漁業法の条番号に変更が生じたことから、それぞれ新しい条番号に改めるものでございます。なお、今回の変更によりまして、内規自体の内容には変更はございません。

なおですね、内規に係る事項につきまして簡単に御説明いたしますので、6 ページをお開き願います。まず、漁業権についてでございますが、内水面においては、漁業法で第五種共同漁業権といわれる内水面の漁業の免許は、内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合とされています。つまり、漁業権の免許を受けた内水面漁協は、漁業権の対象となる水産動植物の増殖を行わなければならない義務を負うこととなります。

また、第五種共同漁業権の存続期間は10年となっています。直近では平成25年9月に免許されておりますから、令和5年8月までとなります。

次に、増殖の定義についてですけれども、その下の2の(1)に示してございます。増殖とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為とされています。

また、次の(2)で、漁業権の免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう委員会が毎年その年度の目標増殖量を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してくださいとされています。

このため、次の3のとおり増殖目標の委員会指示をですね、発動する際の指針を定めているものでございます。

(1)当委員会では昭和30年代からですね、平成11年度まで毎年、次年度の増殖目標に係る委員会指示を発動してきました。

また、(2)では、従前の増殖指針を見直し、平成12年度からは、この第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方(内規)によりまして、毎年度の指示量を発動しております。

この内規には、増殖の意義、増殖に対する基本的な考え方、増殖目標として定める種苗放流数等の算定、それから、漁協における毎年の増殖計画の作成に当たっての留意事項などを示しています。

また、その③に係るしてですね、河川毎の放流基準(目安)を設定するために、平成23年度、24年度にですね、漁場面積等に関する実態調査を実施いたしまして、その取りまとめを行っています。

このように、この内規は、委員会で増殖目標を検討する上での指針として定めているものでございますが、この後の次ですね、第3号議案の委員会指示量の検討に係る

してきますので、内容についてはそこで改めて御説明をいたします。

なお、資料の前の2ページから5ページにこの内規の変更後の全文、それから、7ページ、8ページに漁業法の抜粋を示しておりますので、参考としてください。

説明は以上となります。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

御意見がないようであれば、第2号議案についてお諮りをいたします。

第2号議案「第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方(内規)の一部変更について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので原案のとおり決定をいたします。

第2号議案終了

佐藤会長

次に、第3号議案「令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

赤平事務局長

はい。第3号議案について御説明しますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。なお、資料につきましては、黄色表紙の資料と参考資料1、参考資料2の3部となります。クリップをはずして御覧願います。

それでは「令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」御説明いたします。

要旨、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

初めに関係法令等について御説明しますので、資料の6ページを御覧願います。漁業法の抜粋でございます。先ほどのですね、第2号議案での説明と重複しますが、中ほどのですね、第168条として示してございまして、第五種共同漁業の免許を受けている内水面漁協には、増殖の義務付けの規定がされているということでございます。

その増殖の定義につきましては、次の7ページ、水産庁長官通知漁場計画の樹立に

ついでの中ほどの7第五種共同漁業の(2)に、先ほど説明したとおり、増殖とは、人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為と定義されております。

また、次の8ページですね、(5)のイには、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してくださいとされております。このことから、毎年、委員の皆さまにお諮りして増殖目標の委員会指示を発動しているものでございます。

まず、第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示の審議に当たり、概括を簡単に御説明いたしますので、資料の9ページをご覧ください。増殖目標を内水面漁場管理委員会指示として発動するまでの流れを示してございます。

まず、岩手県内水面漁場管理委員会では、魚族の増殖等に対する意義や基本的な考え方を示した第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方を内規として定めております。なお、これは平成12年に委員会で決定し、平成25年に一部を変更してございます。この内規では、河川の漁場面積と単位面積当たりの放流基準値に基づいて、それぞれの河川毎に、あゆ、やまめ及びいわなを放流する目安となる基準値を定めております。

一方、内水面漁協においては、漁業権の要望に当たり、上記内規の考え方を基に増殖計画値を設定し、県に提出していただいております。この増殖計画値が今後10年間の漁協の放流目標となるものです。そして県が内水面漁協へ漁業権を免許することで、漁協には増殖努力義務が発生をいたします。免許後、内水面漁協はこの増殖計画値をベースにして、実情に応じた増殖計画値、ここでは漁協計画値と言っておりますが、これを毎年度作成します。

次に、内水面漁場管理委員会ではこの漁協計画値を参考に、毎年度の指示量を設定し、漁協の取組を後押しすることとなります。

同じ魚種においてですね、放流基準値、それから増殖計画値、漁協計画値、指示量と4つの指標がでてきて、少しまぎらわしいのですけれども、それぞれの違いについて御理解を願います。

それでは、具体的な考え方を御説明いたしますので、10ページを御覧ください。第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方(内規)でございます。太字でですね、下に線を引いてある箇所を中心に説明をいたします。

まず、3の増殖等に対する基本的考え方ですが、(1)では増殖の推進に当たっては漁場環境の変化や遊漁者の動向等を考慮すること、それから(2)では十分に生息している魚種の増殖目標の緩和、(3)では資源造成を図るため特定魚種の放流を増やす場合は他魚種の放流を減らす場合、(4)では同一種魚種の増殖手段について他の増殖手段で代替することができることとしております。

次の4では、種苗放流数等の算定についての考え方を10ページから11ページにかけて

示しております、(1)では増殖計画値と漁協計画値との比較から指示量を定めることとしていること、(2)では指示量については特別な扱いを行う魚種を示しております。これらについては後ほど、個別に検討いたします。

それから、次の5の(2)ですけれども、あゆ、やまめ及びいわなの種苗放流数の基準値を目安として定めておまして、次の12ページと13ページに各河川の放流基準値を示してございます。

ただし、この数値は13ページ表下です、注書きにある計算式により算出したものでございますので、各漁協では、費用負担や生息環境などを考慮してそれぞれ放流量を定めています。

それでは、指示量の検討について御説明いたしますので、もう一つの資料、A4横のですね、参考資料1と書いてある資料を御覧願います。令和3年度増殖目標の指示案検討資料になります。

初めに、表紙の表のですね、左側に記載のアルファベットAからIまで9つの分類とその指示について御説明いたします。

まず分類Aですが、これは漁協計画値が増殖計画値以上になっているもので、これを指示量とするもので150件ございます。

それから分類Bは、漁協計画値が増殖計画値を下回っているものの、正当な理由があるとして漁協計画値を指示量とするもので16件ございます。分類Bでは、漁協計画値の低下は、いずれも、組合員の減少や遊漁者の減少等により、漁協の放流経費の負担能力の低下が要因とされています。ただし、漁協計画値は増殖計画値の70パーセントであれば正当な理由があるものとして判断し、漁協計画値を指示案とするものでございます。なお、この70パーセントは平成30年度からの判断基準としているものでございます。

分類Cですけれども、これは、漁協計画値が増殖計画値を大きく下回っており、その数値の正当性を認め難いことから、委員会が独自に指示案に定めようとするもので20件ございます。Cでは、組合員の減少や遊漁者の減少等による漁協の経費負担能力の著しい低下が要因とされています。漁協からは、増殖計画値を大きく下回った、70パーセント未満の漁協計画値が提出されておりますが、事務局としては、一部を除き指示量を増殖計画値から大幅に下げるとは、本来の漁業権の趣旨から望ましくないと考えております。このため、漁協に対してもう少しの放流努力を求めるとともに、委員会が独自の増殖目標を指示することについて、漁協に確認したところ、漁協から同意を得ましたので、増殖計画値の70パーセント程度の数値又は過去の指示量のいずれかの小さい方を指示案とし、また一部については、指示しないものでございます。

分類Dですけれども、これは当初、計画していた増殖手段、例えば、人工ふ化を実施せず、代わりに他の増殖手段、例えば、種苗放流で実施する計画でありまして、当初計画の増殖手段には、指示量を示さないもので6件ございます。

それから分類Eは、当初計画していた増殖手段、例えば人工ふ化の代わりに、実施、例えば種苗放流するもので6件ありまして、この分類のDとEは対の関係になっています。

分類Fは、やまめの放流をもってさくらますの増殖とみなすとの規定を適用し、さくらますの種苗放流については指示量を示さないもので32件ございます。

それから、分類Gは、近年のシラスウナギの不漁により、放流種苗の入手が困難であるため、うなぎの増殖目標の指示量を示さないもので22件ございます。

なお、シラスウナギにつきましては、稚魚の池入れ動向の資料を添付してございます。先ほどの黄色表紙の資料について最後の14ページを御覧ください。

このですね、上の方の⑤に記述しているとおり、令和3年漁期は1月末現在の全国の池入れ数量は8トン、昨年同期比の70パーセントになっておりまして、昨年よりやや悪い状況です。依然、全国的にシラスウナギの種苗不足の状況にありますので、うなぎの種苗放流については引き続き指示をしないで、自主的な放流にするというものでございます。

それではまた、参考資料1の表紙に戻っていただきまして、続いて分類Hですが、これはコイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、指示量を示さないもので、10件ございます。

最後に分類Iは、これは、小本川と安家川では平成28年台風第10号被害の復旧工事等が行われていることや、磐井川上流では岩手・宮城内陸地震の影響による漁場環境の変化が継続しているなど、種々の影響により種苗放流や産卵場造成の可能な場所が限定されるため、種苗放流量や産卵場造成数を制限するものでございます。また、砂鉄川ではいわな資源を造成するため、いわなの種苗放流を増やす一方、やまめの種苗放流を減らす取組で、これらの事情を考慮して、それぞれ漁協計画値又は指示しないことを指示案とするもので、併せて11件でございます。以上、合計で273件となります。

参考までに、表紙の裏側にですね、これまでの分類別の件数の推移を示してございます。平成28年度以降は増殖計画値をですね、大きく下回る分類Cの件数が増えています。

それでは続いて、各河川の委員会指示案について御説明をしますので、1ページを御覧願います。河川又は漁協ごとに、種苗放流、産卵場造成、人工ふ化の区分の欄に、魚種別に指示案、それから漁協計画値、増殖計画値、指示案を増殖計画値で割った率、そして、AからIまでの分類を記載しております。さらに、右端の列には特記事項として、分類B、C、D、E及びIのものについて、漁協からの報告に基づいて事由を記載しております。1ページから10ページにかけて、各河川の指示案を示しております。まず、先ほど御説明した分類B、黄色の欄と、分類C、薄赤色の欄について、いくつかの事例から指示案を検討しますので、8ページを御覧ください。中段、猿ヶ石川の猿ヶ石川漁協を例に検討したいと思います。

まず、あゆの種苗放流ですが、これは増殖計画値の400キログラムに対しまして、令和3年度の漁協計画値は300キログラムとなっております、増殖計画値400キログラムの75パーセントなので正当な事由があると判断し分類Bとするものです。

次に、やまめでは、増殖計画値150キログラムに対し漁協計画値は100キログラムで、増殖計画値の67パーセントになりますので分類Cとし、増殖計画値の70パーセント程度の数値を指示案とする考え方から110キログラムとするものです。

また、ふなの放流については、これは地元の種苗生産施設が廃止され種苗の入手が困難になったということから、やむを得ず、令和3年度から指示案を0とするものです。

それから下のうぐい、かじかの産卵場造成、わかさぎの人工ふ化については、いずれも漁協計画値は0でございましたので分類はCとなりますが、ここは委員会独自の指示案として、それぞれ4箇所、1箇所、それから210万粒とするものでございます。

別の事例として、猿ヶ石川漁協の下の欄にある豊沢川の豊沢川漁協を検討してみます。うぐいのですね、産卵場造成についてですけれども、増殖計画値の32箇所に対して漁協計画値は14箇所44パーセントになりますので分類Cとします。指示量は70パーセントの23箇所とすべきところですが、実は豊沢川では過去の指示量の方が小さいということで、漁協計画値の14箇所を指示案とするものでございます。

これらの事例から、指示量を70パーセントのレベル又は過去の指示量とする二重基準のですね、考え方には不公平感があるように思われるのですけれども、委員会指示の判断の中で20年以上ですね、続いている取扱いでありまして、現時点ではやむを得ないものというふうに考えております。ただし、この点は次の漁業権切替えに向けての検討事項というふうに考えております。

次に、分類DとEの事例を検討します。1ページにお戻りいただきまして、中段のですね、久慈川を御覧ください。久慈川のあゆですけれども、本来、人工ふ化を6,300万粒行う計画となっておりますが、この代わりに、産卵場造成を増殖計画値の2倍の4箇所を計画すること、また、わかさぎについては、人工ふ化を300万粒行う計画の代わりに、種苗を200キログラム放流する計画とするものでございます。

次に、分類Iの事例を検討します。同じ1ページの下の家安川の下安家漁協ですが、安家川では平成28年台風10号被害からの復旧工事が行われている関係から、あゆの放流量を制限するものでございます。

また次の2ページの中段にですね、小本川の小本川漁協と小本河川漁協のあゆについても、同様の災害復旧工事の関係から放流量を制限するものでございます。また、10ページをお開きいただきまして、最後の砂鉄川ですが、ここではいわな資源を造成するため、いわなの放流量を増やし、一方、やまめの放流量を減らすものでございます。個別の主な事例については、以上でございます。

なお、別冊のですね、もう一つの参考資料の2ですけれども、これには、各河川、各漁協のですね、39件につきまして、委員会指示量の実績値の推移を整理したものを

添付してございます。後ほど御確認いただきたいと存じます。

それでは、黄色表紙の第2号議案の資料に戻っていただきまして、4ページを御覧願います。ここには、県全体の令和3年度の指示と2年度の指示の比率（A/B）と、令和2年度の指示と実績との比率（C/B）を表下に示してございます。全体的には、2年度指示に対する実績は概ね90パーセント以上となっておりますが、ふなの実績（C/B）は0となっております。

それでは、今年度の委員会指示について御説明しますので、前の3ページを御覧願います。委員会指示の新旧対照表でございます。左側が現行の委員会指示、右側が新しい委員会指示で変更箇所を下線を引いてございます。

定型部では、下線を引いた指示番号と年度、それから年月日、漁業法の条番号の変更でございます。また、表と記載している河川ごとの具体の指示数量は、参考資料1に示したとおりでございます。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。冒頭部分を読み上げます。

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

日付けにつきましては、本日、御承認いただければ3月26日を予定しております。会長名でお出しいたします。

その下ですが、2ページまで、増殖目標の委員会指示案を表で示してございます。有家川から、次の2ページの最後の砂鉄川まで、河川、漁協ごとの39件について、種苗放流数、産卵場造成箇所数、人工ふ化数の順に魚種別に目標値を示してございます。

この増殖目標の委員会指示案につきましては、先ほど御説明した参考資料1の1ページから10ページまでの表の数値を記載したものでございます。また、注の1から6までについても、指示に含まれております。

この委員会指示が発動されました時には、各漁協あてその内容について通知いたします。その際、増殖計画値を下回る分類Bと分類Cが含まれる漁協につきましては、今後の財政状況などを十分に勘案しながら、増殖計画値の変更が必要な場合には、その見直しについても検討するよう、例年のとおり文書に付記して通知することといたします。

なお近年は、台風や大雨による河川環境の改変や、カワウなどによる食害の発生、さらには漁協組合員や遊漁者人口の減少などの事情から、増殖計画と漁協計画にある程度の差が生じてくることはやむを得ないものと認識してございます。

また、先ほどの共同の水産庁長官通知漁場計画の樹立についても、委員会の毎年目標増殖量等の決定に当たっては、漁場環境の変化や、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮することとされておりますので、

事務局としては、現下の状況を令和5年度の漁業権切替えに向けての課題としてとらえ、県とともに検討することが必要と考えております。

最後に、この委員会指示は、県報登載にあたって県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正については事務局に御一任くださるようお願いをいたします。

長くなりましたが、よろしく御審議をお願いいたします。

佐藤会長

はい。ただ今、第3号議案について、事務局から説明がございました。これについて、委員の皆様方には、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

はい、御意見がないようでございます。第3号議案についてお諮りをいたします。

第3号議案「令和3年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに決定をいたします。

第3号議案終了

佐藤会長

次に、報告に移ります。それでは、県の水産振興課から、「岩手県内水面漁業振興計画(第2期)最終案について」説明をお願いします。

阿部振興担当課長

はい、説明いたします。岩手県内水面漁業振興計画(第2期)最終案についての説明でございます。

お手元の資料、緑色の表紙の資料を御準備願います。まず、資料の構成なのですが、説明の便宜上、表紙に添付しているA4一枚ものの概要と複数ページの最終案の2つに分けてお配りしております。

まず、A4一枚の概要を説明いたしますので、御準備願います。困いの要旨を説明いたします。この内水面漁業振興計画の第2期案でございますが、前回のこの委員会でもその中で御説明させていただいたところなのですが、前回の委員会でいただいた御意見ですとか、あるいは内水面漁協からいただいた意見を踏まえまして、最終案と

して整理しましたので、今回、その内容を御報告するものでございます。今後、令和3年4月の策定、公表を予定しています。

それでは、本文1番の計画の趣旨を説明いたします。前回の委員会の説明と重複しますが、この計画の目的でございますが、こちらにつきましては内水面漁業の振興に関する法律というものがございまして、その法律に基づいて、目的は二つ、一つ目が内水面水産資源の回復、二つ目が内水面における漁場環境の再生と、これを実現するために、その施策を総合的かつ計画的に実施するための計画ということで策定するものでございます。

第1期計画でございますが、こちらは28年5月に策定しておりまして、今年度で5年目ということで計画期間を終えることから、今年度中に新しい計画、来年度からスタートする新しい計画を策定することとしています。

続いて、2番目の意見等の聴き取り状況を説明させていただきます。表には、聴き取りの対象、相手方ですね、聴き取りの時期、意見等の件数を整理しております。前回説明した計画案に対する関係者からの意見の聴取結果を反映したものでございます。

まず本委員会からは、前回委員会で4件の御意見をいただいたところでございます。

そのほか、内水面漁連、漁協等から3件、河川管理者から4件、全部で11件の御意見をいただいたところでございます。

この11件以外にも様々御意見をいただいたところでございますが、計画内容の確認でございましたり、あるいは字句等の修正であったり、計画の趣旨を変えるものではなかったので、今回の11件の中からは除外省略させていただいております。

続いて、3番目、意見等の計画への反映を説明いたします。表には、計画中の項目、大項目ごとの意見の件数の内訳、後は計画への反映状況を整理しております。

一行目の大項目、内水面水産資源の回復に対する意見は一つでございますが、計画案に反映しているところでございます。二行目の漁場環境の再生については、6つ意見がございました。こちらも全て計画案に反映しております。三行目、その他重要事項についての意見は3つ、反映が1件、一部反映1件、その他1件となっております。最後に計画全般への意見が1つございまして、こちらは、反映せずの扱いとなっております。

資料をおめくりいただいて、4番目の意見等と反映結果を説明します。表には、先ほど3のところの説明した11件のそれぞれの意見について、計画案の反映状況をより詳細に整理しているところでございます。

まず、内水面水産資源の回復に関する意見については、1番目が本委員会からで自然再生産等の促進に加え、稚魚期の生育環境の保全を実施してほしいという御意見でございました。これにつきましては、凡例区分ではAの反映という扱いとさせていただいております。詳細については、資料別冊になりますけれども、最終案の

ですね、5ページのところを御覧ください。第4の1の内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組の(3)にあります。これらの効率的かつ持続的な資源管理ですとか、6ページの第5の1内水面における水産動物の生息・移動環境の改善の中で、稚魚期の生育環境の保全を含めて、取り組むこととしております。

また資料一枚ものに戻っていただいて、次に、漁場環境の再生に関する質問、御意見でございますが、2、3、4番目の質問が本委員会からございました。それぞれ、2番目が他の行政機関との連携による環境保全に係る具体の手段の検討が必要である、3番目の意見が地域の特徴に適合した多自然川づくりと国土強靱化計画への対応が必要である、4番目の御意見が河川管理者による工事前の漁協との十分な協議の実施が必要であるというものでございました。こちららも全てAの反映という扱いにさせていただいているところでございます。その状況が別冊の6ページになりますが、第5の1の内水面における水産動物の生息・移動環境の改善ですとか、第5の2多自然川づくりの推進の中に盛り込まさせていただいているところでございます。一枚目に戻ります。次に、御意見、5、6、7番目につきましては、それぞれ、5番目が河口閉塞解消に関する取組への支援、6番目が養殖施設やふ化場への台風、豪雨等による被害の未然防止、7番目が山林大規模伐採時における事前通報や協議の実施が必要というものでございました。こちららについても全てAの反映という扱いにしておりまして、別紙の最終案では、6ページの第5の1、第5の2、第5の4の中で反映しているところでございます。

次に、その他重要事項に関する意見としまして、8番目、漁協さんからで、漁協への種苗放流に係る経済的支援の記載を追加して欲しいという御意見でございました。こちららにつきましては今のところですね、種苗放流経費への直接的な支援というのは難しいのですが、別紙最終案の5ページがございます、5ページの第4の1の(3)で、先ほど議案3番目の増殖目標のところでも若干その話になりましたけれども、その、種苗放流のみならず、自然の再生産を含めた形での資源管理というところを目指すこととしておりまして、県とすれば、漁協さんのみならず、後は遊漁者も巻き込みながら、そういう環境を構築していくところに支援を重点化してやっていきたいということを考えておりまして、その意味を込めて、反映上はBの一部反映という扱いにさせていただいているところでございます。次の意見の9番でございます。市町村さんからで、後継となる人材の育成や確保が重要な課題ということでございました。こちららについては、Aの反映としまして、最終案の7ページの第6の2人材の育成及び確保と、第6の5県民の理解と関心の増進の中での反映させていただいているところでございます。また、戻っていただいて、御意見10番目、こちらら内水面漁連からで、最終案7ページにあります第6の5の(3)、啓発の目的について、遊漁者を確保するためのものなのか、それとも漁協の組合員を確保するためのものかという御意見でございました。こちららについては、まずは遊漁者の確保を優先しまして、その上で漁協さんの活動に理解や関心を

示していただける方を組合員として迎え入れるという、その段階的な取組を目指すということをこの計画の中では考えているところでございます。ということで、この質問についてはですね、計画の方向性の確認ということで、凡例上はDのその他という扱いとさせていただきます。

最後の御意見11番目でございますが、こちらについては市町村からでございます、計画の目的・成果を数値で表すほうが良いのではないかと御意見ございました。これにつきましては、本計画はですね、内水面漁業の振興に関する法律に基づいて国の基本方針に即して策定するものでございます。その国の基本方針、そのものをですね、その施策の考え方を国民と共有するための理念的な内容となつてございまして、数値目標等の設定がないことから、本計画も国の方針に倣って数値目標は定めておりませんということになります。それで凡例上は、Cの反映せずという扱いをさせていただいているところでございます。

後はですね、8ページ、先ほど第3号議案の中にもありましたけれども、内水面の漁獲量の推移ですとか、生産量の推移、かなりやはり漁獲量自体も落ちていますし、後は9ページ、図3の組合員数です。組合員数がかなり減っていて、4の遊漁者も減っていて、かなり漁協さんの経営、遊漁収入に頼るところが多いので、漁協さんの組合経営、かなり厳しくなっていると。その中で、やはりそのお金をかけなくても資源造成を図る手段として、これまでの種苗放流だけではなくて、遊漁者と一緒に天然の再生産を含めた形での資源造成を図っていくというのが基本的な計画の全体的な考え方でございます。

最後に写真を付けてますけど、10ページ、ここに示したこの遊漁を楽しめる環境ですとか、あるいは子供さん達が自然に触れあうような多面的な機能、教育、学習の場というのがですね、これまではどちらかという、内水面漁協さんの果たすべき役割がかなり大きかったところでございまして、先ほど来、申し上げたとおり、なかなか内水面漁協さんでもお金もないしマンパワーも厳しくなつてきているということで、やはり内水面漁協さんだけじゃなくて、それに関係する遊漁者、後は河川管理者、市町村、県もそうです、一緒になつてこういう環境を持続的に機能するように守っていきましょうというのが計画の基本になります。以上、説明を終わります。

佐藤会長

はい。ありがとうございます。ただ今、県の水産振興課から岩手県内水面漁業振興計画（第2期）最終案について説明がございましたが、これについて委員の皆様方から御質問がございましたら、お願いをいたします。

(佐井委員、挙手)

佐藤会長

はい。佐井さん、どうぞ。

佐井委員

資料の5ページの特定外来生物等による被害の防止対策の推進というふうに書かれているのですが、御存じのとおり特定外来種だけではなくてですね、特定されていない外来種も実際に現地で被害をもたらしておりますので、これは特定外来種という文を入れないでですね、できれば広く意味を持たせた方がよろしいのかなというふうに思います。例えば、特定外来種、またその被害を与えるような外来種といったのがいいのかなと思います。

もう一つ、ついでにいいですか。7ページの一番下の河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施とあるのですが、目的が、何か、大震災の後のモニタリングと、地球温暖化、酸性雨に限られているような表現なので、もう少しちょっとこれも広がりを持たせてした方がいいのかなというふうに思うのですが、今さらですが、大丈夫ですか。

(阿部振興担当課長、挙手)

佐藤会長

はい。どうぞ。

阿部振興担当課長

二点、御質問がございました。まず一つ目の特定外来生物でございますが、5ページの第4の2のかっこになります。委員おっしゃるとおり、特定外来生物は、コクチバスとかオオクチバスとか、先ほどの議題にもありましたとおり、かなり岩手県の中ですごく深刻な状況になっております。そのほかにもですね、一部河川でですね、ブラウントラウト、これは、にじますと同じく産業利用外来種という扱いを受けている生物など、そういう話があつてですね、県とすれば、漁協さんから相談があった場合には一緒に現場に行つて確認するとの作業を行っているところでございます。なので、計画上の記載なのですけども、ちょっと細かい話になってしまいますが、特定外来生物等というその等の中にですね、例えば産業利用外来種も含めて配慮を行っていきますという意味が込められていると御理解いただければと思います。

もう一つ、7ページの6番、河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施でございます。こちらですね、やはりその震災、あるいはその地球温暖化といった、かなり大きなところをテーマとして扱っていますが、そのほかの地域地域のその事情ですとか、その部分については生息環境等ということで、その等の中に全て入れたふうにごう整理しておりましたので、そこを無視しているということではございませんので、御理解いただければと思います。

佐井委員

ありがとうございます。

佐藤会長

よろしゅうございますか。そのほか、ございませんか。御質問等がなければ、次のその他に移ります。

佐藤会長

その他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

佐藤会長

ないようでございますので、その他、県の方からは何かございませんか。

小川特命課長

はい、それでは、一番最後の資料の赤い色の資料を御覧ください。その他と書いている赤い色の資料でございます。原子力災害対策特別措置法による「砂鉄川のイワナ」の出荷制限の解除についてでございます。

表紙をおめくり下さい。上の要旨を御覧ください。平成24年5月8日に原子力災害対策本部から本県の砂鉄川のイワナに出されていた出荷制限につきまして、令和3年2月17日付けで解除されました。

海産魚の出荷制限は、平成31年3月14日のクロダイを最後に全て解除されており、今回の内水面のイワナの解除で、本県で漁獲される全ての水産物の出荷制限が解除となっております。

県におきましては、引き続き海産魚と内水面の淡水魚について放射性物質検査を継続し、安全性について県のホームページで公開していきます。

1番の内水面の出荷制限指示・自粛要請の一覧の表を御覧ください。一番左の国による出荷制限指示、上の段でございます。こちらの内、上の段、イワナ、その内の下の段でございます。指示日平成24年5月8日、制限水域砂鉄川（支流を含む）、解除日令和3年2月17日、これが今回解除された砂鉄川のイワナでございます。

2番目、一番下の段でございます。今後の検査体制でございます。出荷制限が解除された後も、引き続き海産魚と内水面の淡水魚について放射性物質検査を継続します。そしてその安全性について、県のホームページで公表していきます。

裏面を御覧ください。右方のところに令和3年3月5日ということで最新の公表の資料でございます。このように下の表、左側にいろいろな魚種が入っております。

今回の3月5日の公表では、内水面の魚種は公表されておられませんけれども、この部分に淡水魚も含めて、放射性物質検査の結果を公表しまして、県のホームページで公表してございます。今後は、これをだいたい一週間に一度更新しながら、今後も公表を継続して、県の魚の安全安心を示していくというものでございます。説明については、以上でございます。

佐藤会長

はい。ありがとうございます。

ただ今、県の水産振興課から、原子力災害対策特別措置法による砂鉄川のイワナの出荷制限が解除になったという説明がございました。これについて、委員の皆様から何

か御質問があれば、お願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

御質問がないようでございますので、なければ、その他、事務局からは何かございませんか。

赤平事務局長

事務局から次回の委員会についてお知らせをいたします。

今回は、5月中旬の開催を予定してございます。日程等の詳細については、追って御連絡をいたします。以上です。

佐藤会長

はい。ということでございます。それではこれで本日の日程は全て終了いたしました。これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変御苦労様でございました。

終了 (午後2時46分)
